

# 第 1 回世羅町議会定例会会議録

令和 5 年 3 月 20 日  
第 5 日目

世 羅 町 議 会

## 1. 議事日程

令和5年 第1回世羅町議会定例会 (第5号)

令和5年3月20日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- |      |          |   |
|------|----------|---|
| 第 1  | 発議第 1 号  | 世羅町議会の個人情報保護に関する条例の制定について               |
| 第 2  | 発議第 2 号  | 世羅町議会の議長が管理する情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則     |
| 第 3  | 発議第 3 号  | 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書提出について       |
| 第 4  | 議案第 13 号 | せらにし青少年旅行村いこいの広場等の指定管理者の選定について          |
| 第 5  | 議案第 38 号 | 世羅町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例      |
| 第 6  | 議案第 39 号 | 世羅町水道事業給水条例を廃止する条例                      |
| 第 7  | 議案第 40 号 | 世羅町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を廃止する条例 |
| 第 8  | 議案第 41 号 | 世羅町優良田園住宅（宇津戸美咲団地）飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例 |
| 第 9  | 議案第 31 号 | 令和5年度世羅町一般会計予算                          |
| 第 10 | 議案第 32 号 | 令和5年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算                  |
| 第 11 | 議案第 33 号 | 令和5年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算                 |
| 第 12 | 議案第 34 号 | 令和5年度世羅町介護保険事業特別会計予算                    |
| 第 13 | 議案第 35 号 | 令和5年度世羅町介護サービス事業特別会計予算                  |
| 第 14 | 議案第 36 号 | 令和5年度世羅町農業集落排水事業特別会計予算                  |
| 第 15 | 議案第 37 号 | 令和5年度世羅町公共下水道事業会計予算                     |
| 第 16 | 請願第 1 号  | 「尾道」ナンバー導入に関する請願書                       |

- 第 17 陳情第 2 号 障害者等弱者のための緊急避難所設置にかかわる要望書
- 第 18 総務文教常任委員会報告
- 第 19 産業建設常任委員会報告
- 第 20 議会広報広聴常任委員会報告
- 第 21 議会改革調査特別委員会調査中間報告
- 第 22 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告
- 第 23 デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 睦 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 石 ヶ 坪 洋 史	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 山 名 智 並	健康保険課長 官 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 山 口 徹
商工振興課長 前 川 弘 樹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 和 泉 秀 宣	せらにし支所長 山 崎 誠
教育長職務代理者 杉 原 正 典	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社会教育課長 荻 田 静 香	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 迫 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 発議第1号 世羅町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 発議第1号

世羅町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び世羅町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年3月20日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者	世羅町議会議員	山田 睦浩
賛成者	同上	高橋 公時
賛成者	同上	上羽場幸男
賛成者	同上	上本 剛
賛成者	同上	向谷 伸二
賛成者	同上	田原 賢司
賛成者	同上	藤井 照憲
賛成者	同上	松尾 陽子
賛成者	同上	徳光 義昭
賛成者	同上	久保 正道

提案理由でございます。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴う世

羅町個人情報保護条例の廃止により、世羅町議会の個人情報の保護制度を規定する必要があるため、世羅町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

なお、2 ページ目以降の条例文につきましては、3 月 13 日開会の議会改革調査特別委員会のほうでご確認いただいているところでございます。

## 世羅町議会の個人情報の保護に関する条例

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 個人情報等の取扱い（第 4 条—第 16 条）

第 3 章 個人情報ファイル（第 17 条）

第 4 章 開示、訂正及び利用停止

第 1 節 開示（第 18 条—第 30 条）

第 2 節 訂正（第 31 条—第 37 条）

第 3 節 利用停止（第 38 条—第 43 条）

第 4 節 審査請求（第 44 条—第 46 条）

第 5 章 雑則（第 47 条—第 52 条）

第 6 章 罰則（第 53 条—第 57 条）

### 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、世羅町議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって

は認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、世羅町情報公開条例(平成16年世羅町条例第9号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する行政文書(以下「行政文書」という。)に記載されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）別表第 1 に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第 3 条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第 2 章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第 4 条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第 12 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 4 章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第 5 条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（1） 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第 11 条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第 20 条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第 12 条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、町が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第 2 条第 8 項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人

の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又 は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の 保護のために必要がある 場合であって、本人の同意 があり、又は本人の同意を 得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第 2項の規定に違反して利 用されているとき	第12条第5項の規定によ り読み替えて適用する同 条第1項及び第2項(第1 号に係る部分に限る。)の 規定に違反して利用され ているとき、番号利用法第

		20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第 38 条第 1 項第 2 号	第 12 条第 1 項及び第 2 項	番号利用法第 19 条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 13 条 議長は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 14 条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第 15 条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 49 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用す

る。

### 第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

#### (1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

##### 第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第 19 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第 20 条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例第 7 条に規定する情報を除く。）又は情報公開条例第 5 条に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第 18 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 27 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲

げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないとされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（4） 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（5） 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれ

その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第 22 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 23 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 24 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 5 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 25 条 開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 26 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわら

ず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしてしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合に

において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第 30 条 この条例の規定に基づく行政文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第 2 節 訂正

(訂正請求権)

第 31 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第 38 条第 1 項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第 29 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第 48 条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第 32 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を

示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第 33 条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第 34 条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第 35 条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 32 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第 36 条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この条の規定を適用する旨及びその理由

（2） 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき  
当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人

情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由が

あるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。  
この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 43 条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第 4 節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 44 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第 45 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、世羅町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 5 年世羅町条例第 3 号）第 2 条に規定する世羅町情報公開・個人情報保護審査会（第 50 条において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の

訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしよ

うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第 49 条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査会への諮問)

第 50 条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第 51 条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第 52 条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

## 第 6 章 罰則

第 53 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 56 条 前 3 条の規定は、町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 57 条 偽りその他不正の手段により、第 24 条第 1 項の決定に基づく保有個

個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、議会に係る個人情報に関し、世羅町個人情報保護条例（平成16年10月1日条例第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものと  
○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、発議第1号 世羅町議会の個人情報の保護に関する条例の制定  
について は、原案のとおり可決されました。

日程第2 発議第2号 世羅町議会の議長が管理する情報の開示等に関する  
規則の一部を改正する規則 についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 発議第2号

世羅町議会の議長が管理する情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を世羅町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 20 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者	世羅町議会議員	山田 睦浩
賛成者	同上	高橋 公時
賛成者	同上	上羽場幸男
賛成者	同上	上本 剛
賛成者	同上	向谷 伸二
賛成者	同上	田原 賢司
賛成者	同上	藤井 照憲
賛成者	同上	松尾 陽子
賛成者	同上	徳光 義昭
賛成者	同上	久保 正道

提案理由でございます。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正に伴い、世羅町議会の議長が管理する情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、先ほど同様このことにつきましても、3 月 13 日開会の議会改革調査特別委員会のほうでご確認いただいているところでございます。

世羅町議会の議長が管理する情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則

世羅町議会の議長が管理する情報の開示等に関する規則（平成 16 年世羅町議会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 29 条」を「第 28 条」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 24 条」を「第 23 条」に改める。

第7条各号を次のように改める。

(1) 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）

第8条中「第27条」を「第26条」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、発議第2号 世羅町議会の議長が管理する情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

日程第3 発議第3号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書提出について を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。なお意見書については、事務局から朗読させます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 発議第3号

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書提出について

上記の議案を世羅町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。意見書の提出先は、厚生労働大臣、財務大臣とする。

令和5年3月20日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者	世羅町議会議員	松尾 陽子
賛成者	同上	高橋 公時
賛成者	同上	矢山 武
賛成者	同上	田原 賢司
賛成者	同上	藤井 照憲

提案理由でございます。

带状疱疹の発症率は、50歳以上から増加し、80歳までに3人に1人が発症するといわれている。また、治療の長期化や带状疱疹後神経痛など、後遺症のリスクも加齢とともに高くなる。この带状疱疹の発症予防にはワクチン接種が有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

よって政府には、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を求める必要があるため、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書を提出することについて議会の議決を求めるものでございます。

○事務局長（黒木康範） それでは発議文裏面をご覧ください。

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再発し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が

高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

帯状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「帯状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあると言われている。

そこで政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、帯状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 20 日

世羅町議会

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書について は 原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 13 号 せらにし青少年旅行村いこいの広場等の指定管理者の選定について を議題といたします。

本件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員会審査報告については、お手元に配布のとおりです。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。」

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） それでは審査報告を行います。

令和5年3月20日

世羅町議会議長 米重 典子 様

産業建設常任委員会

委員長 上羽場幸男

### 産業建設常任委員会審査報告

令和5年3月2日の本会議において本委員会に付託された議案第13号の1件は、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

#### 【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和5年3月10日（金） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 上羽場幸男、上本 剛、向谷伸二、徳光義昭、久保正道、  
山田睦浩（米重議長）
- 4 説明員 副町長・商工観光課長
- 5 審査事案

(1) 議案第13号 せらにし青少年旅行村いこいの広場等の指定管理者の選定  
について

- 6 審査概要 本委員会に付託された議案第13号の1件の議案に関し、審査を行った。

審査にあたり、執行者から指定管理者候補者の選定に至った経緯と理由等の説明を受け、委員間での討議を行った。

委員からは次の意見が出された。

○質疑の内容を勘案して否決すべき。

○町の3つの施設が同じ管理者となることは不安があるが、可決すべき。

- 期間が 10 年は長い。譲渡を進めることとして可決すべき。
- 指定管理者として体制に不安がある。
- 西の観光の玄関口、観光資源として生かしていくべき、賛成するが他の施設も同じ業者であり、不安はある。

## 7 審査結果

事件の番号	件名	審査の結果
議案第 13 号	せらにし青少年旅行村いこいの広場等の指定管理者の選定について	可決すべきもの (賛成多数)

以上、産業建設常任委員会に付託された議案の審査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員会の付託議案の審査報告を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○1 番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○議長（米重典子） 委員長報告は「可決すべきもの」でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論でよろしいですか。

○1 番（高橋公時） はい。議案第 13 号 せらにし青少年旅行村いこいの広場等の指定管理者の選定について 反対の討論をいたします。

先ほど委員長の報告にもありましたとおり、期間は 10 年は長いと。こういったこともあり、その他の意見としても体制に不安があると。不安があるという意見を述べられた産業の委員の皆様は本当に多かったと思います。しかし賛成多数という格好で可決されたところでもあります。これまでの旅行村の経営を見てもやはり売上、また指定管理料、これを足してやっと経営できている状態。これから 10 年間、年間約 1400 万円かかる費用、10 年間ということは 1 億 4000 万円でございます。委員会傍聴のときに聞かせていただきました平成 26 年から昨今にかけては約 4000 万円の修繕がかかっております。記憶に新しい昨年は 500 万円、590 万円ですかね。500 万円余の修繕がかかっております。

たぶん今回の指定管理の前任、前の指定管理者の後、数千万円をかけてこの旅行村は立て直したと聞いております。これからまだこの施設の中には修繕すべきところ、体育館、もしくは入口、玄関のところにあります、入ってきたすぐのところでありますセンターハウス、ここも外壁はきれいですが、中、皆さん入られたかと思えますけども、結構古くなってきております。こうした修繕を重ねていけばまだこれから数千万円で済まないかもしれません。この10年間で予算が必要となってきます。これは皆さん、ひとえに一般財源でございます。経営が今後期待される指定管理者がしっかり頑張っていたとしても黒字が見える、こういった経営にはほど遠いと思えます。町の提案として皆さんもご存じのように、今回はその内容に譲渡を含むという内容であります。片や指定管理をしろ、指定管理で盛り上げていこう、西の玄関口を盛り上げようという反面、譲渡ですよ、譲渡。やる気があるのかないのかわからないような提案であります。記憶に新しいように、皆さんは今回の10年間の延長の細かな説明というのは全く受けてない。どさくさに紛れたような格好で議会へ提出されている。それがどういったことになったのか、今回の提案は専門の産業建設常任委員会に付託されましたよ。ちゃんと調べなければ、ちゃんと吟味しなければならぬと。こういった提案を執行部からなされて、きちっとした審査も、一応産業建設常任委員会ではされましたよ。しかしまだまだ審査は足りない。委員外からも発言をさせていただいたところでもあります。将来この一般財源をこういった観光施設にずっと投資していくのは本当によいことなのか。今回この指定管理が一線引くべき場所ではないかと私は考えております。よって反対の討論といたします。

○議長（米重典子） 次に賛成討論の発言を許します。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 議案第13号のせらにし青少年旅行村いこいの広場等の指定管理者の選定について 町長提案の原案に賛成する立場で賛成討論を行います。

世羅町公の施設であるせらにし青少年旅行村は昭和49年から50年にかけて当時の運輸省の補助金を受け、地域の活性化と青少年の健全育成、癒しの空間

を求める多くの人に施設の提供など、数多くの貢献をしてきた自然豊かな資源であります。約50年の歴史があり、有効かつ大切な観光と交流の施設であります。この間、施設の整備BG財団の助成も受け、体育館の整備も行い、当初からキャンプ場のテントサイトも多く整備され、ケビンやバンガロー、オートキャンプ場など時代のニーズに応える整備計画のもと充実されてきました。

平成5年頃には、1日5,000人以上の誘客があり、商業の活性化にも大きく貢献した経緯があります。近年において学校の行事としての集団キャンプは少なくなりましたが、コロナ禍における社会の生活スタイルとニーズの変化もあり、町内に存在する八田原グリーンパークは世羅町東部のキャンプ場として、せらにし青少年旅行村は、世羅町西部のキャンプ場交流施設として賑わいを取り戻しつつあり、重要な役割を担っております。原案に反対される議員の意見は指定管理料が多額である。または指定管理期間が長すぎるとの意見も捉えられていますが、施設が広大であり、施設の適切な管理、草刈り、建物の維持管理、野球やサッカーの愛好者には両翼100m以上のグラウンドがある、こういった施設を善良な維持管理をするには、人件費も管理費も多額に要することは理解しなければなりません。

また指定管理については令和2年2月25日の全員協議会において、せら香遊ランド、八田原グリーンパークの指定管理について議論がされています。そのなかで委員から指定管理者で経営するところをしっかりと自由度を認めて口うるさく行政が言うのではなく、控えめな指導をお願いしたいという意見が出されております。

また令和3年6月8日の産業建設常任委員会での審議では指定管理期間が3年では利益を上げようと利用料金から利益を上げようとしたとき、3年間では思い切った投資ができないと思うが、3年間の期間をどのように考えているのか。投資ができる環境を整備する必要がある。10年だったら正規の職員を雇えるかもしれない。厳しいときだからこそ民間の力を引き出すことを考えないといけない。行政がやるなら厳しいときは短くても構わないが、しかし民間活力を利用するときには長期のスパンで最大限投資を引っ張り出す環境を作るのが理想ではないか。しっかり取組んでもらいたいと思うと委員から強力な意見が出され、担当課長の答弁では示唆をいただいたことを視点にこれから努力す

ると答弁がされております。

令和3年9月13日の産業建設常任委員会においてでは、指定管理施設の経営状況及び今後の指定管理のあり方についての執行者の考えを示されました。令和3年3月4日の議案第16号の審議において、指定管理者の指定で近隣市町、県国において5年であるとか、10年であるとか、見直しもされているところがあると執行者から説明がありました。議員の意見として3年、5年のスパンでは民間活力は引き出せない。次は民間活力を引き出すことを考えて、10年の指定管理にして効果が出せるかそこを見ないといけない。下請け業者、委託業者ではないのですからとの意見が出されております。このような議会議員の議論と意見を踏まえ、執行者において慎重な検討の結果、指定管理者の選定をされ、必要不可欠で適正な管理料を算定されたものと思います。議員は知行合一が必要であり、朝令暮改のような意見を言うべきではありません。指定管理期間、業者選定された業者は町内3施設の施設を管理していただくこととなりますが、管理体制を整えられて管理されていくものと思います。以上、議論経過と意見により町長が提案された原案に賛成する討論とします。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。どちらの討論でしょうか。

○4番（矢山 武） 賛成討論です。

○議長（米重典子） 賛成討論ですね。

○4番（矢山 武） 指定管理について賛成の討論を行います。いろいろ経緯について先ほど述べられましたが、私はこれまで多額の費用がかかっているという反対意見も多少わかりますが、せつかく長きに亘って一定の施設運営をしてきて、こうした経験を生かしてきちんと管理を町も一定に協力をしながら、可能であるならば譲渡等も考える必要があるという思いを持っております。地域の皆さんの期待に応えて、一定に頑張ってきた施設を今後どのようにしていかうと反対意見の人は考えているのかわかりませんが、十分な審査をすべきであるということですが、私は一定の手続きに沿って指定管理が決定をされた。この10年間の指定管理について、今の時点ではやむを得ないというか、賛成の討論とします。

○議長（米重典子） ほかに討論ありませんか。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。賛成の討論ですか。

○5番（向谷伸二） 賛成です。

今回の指定管理者に関する賛成討論を行いたいと思います。今回賛成した理由ですが、非常に今回、大きなチャンスをいただいたというふうに思っております。なぜなら今回の応募された方の提案が敷地にアクティブな体験コースを整備すると、そういった提案でございました。はっきり言って今現在、建物はあまり必要ではないというふうに考えております。反対に縮小していくべきではないかというふうにも考えております。世羅には見て楽しむそういった施設、観光施設はたくさんございますが、小学生が思いっきり遊べるような、体験できるような場所は非常に少ないと、そのように感じております。今回の提案には、アスレックスやマウンテンバイク、更にバギーコース等々の提案もございました。最近子どもに限らず大人もSNSやゲーム等で身体を動かすことが非常に減り、体験ツアー等は今、たいへん人気があるというふうに聞いております。今回旅行村が充実することができるならば、小さなお子様連れには県民公園があります。小学生や若者には旅行村や八田原グリーンパーク癒しを求める方には花観光、食に興味のある方にはワイナリーや果樹園、リラックスしたい方には香遊ランドでお風呂に入ってくださいと。こういったようにさまざまな選択肢が増え、世羅町全体の観光力アップにつながることを思っております。

更には今回、応募が3団体あったというふうに聞いておりますが、その中の1団体は県外から応募があったというふうに聞いております。なぜでしょうか。要はそこにベースがあるからではないでしょうか。今あるものをベースに色を付けて、脚色をして、企画を練り、そうすることによって多くの人を新たな客層を呼びこめる、そういった可能性があるから応募されたのではないかと、いうふうに考えております。

旅行村は大変魅力的な施設であります。前任の指定管理者の方が少人数体制ではありましたが、10年近く一生懸命維持管理をされ守ってきていただきました。是非、今回の応募された方にその意志を引き継いでいただいで活用してい

ただきたいというふうに思っております。またいろいろ懸案事項も出されておりました。10年が長いということでしたが、ああいった観光施設は投資が必要ですよね。常に新しいものも見せる必要がある。そういったことにはやっぱり投資が必要なんですよ。3年でじゃあ、それ投資してくださいと言えますか、5年で言えますか。言えませんよね、はっきり言って。10年だからこそ県外からも応募があったということです。そういう意味で今回の10年というのは非常にいい提案であったのではないかというふうに思っております。あと、経費面に関しても、実際先ほどの同僚議員からも話しがありましたけれども、直近で4000万程度工事費が出ておりました。指定管理費以外に出ているということで、大変町としての負担も大きかったのではないかと考えております。ただし今回の事業者様の提案は自主的に改修を行っていくというご提案をいただいておりますが、そういったことにより、経費の節減につながるのではないかとというふうに考えております。

また、3つの施設、八田原グリーンパーク、香遊ランド、今回青少年旅行村の指定管理になれば、3つの施設を同時に維持管理することになると。そういうことに対する不安もありました。確かにそれは理解できます。ただし、反対にそこを利用して3つをたとえば八田原グリーンパークから香遊ランド、旅行村から香遊ランド、あるいはサイクリングコースを造れないかと。さまざまに可能性が広がるのではないかとというふうに考えております。今回の事業者様に是非さまざまな企画等を出していただいて、世羅町の観光産業が更に盛り上がりを見せるように、町に対しては、その事業者が一生懸命投資してくれるからよしよしというのではなく、そこがきちんと軌道に乗るように、側面から町はバックアップするべきであろうかというふうに思っております。さまざまなその他の観光施設と旅行村を結び付ける、旅行村に限らず、さまざまな施設と関連づけるような形で、ワイナリーに行って旅行村へ行くとか、そういうふうな関連付けができるような旗振りをやっていただきたいというふうに望んでおります。是非ジャパンクリーンサービス様に世羅の観光発展のために力を発揮していただきたいという思いから賛成討論とさせていただきます。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします

これより採決いたします。

議案第 13 号 せらにし青少年旅行村いこいの広場等の指定管理者の選定について に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

本件について「委員長の報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 あります。

したがって、議案第 13 号 せらにし青少年旅行村いこいの広場等の指定管理者の選定については 委員長の報告のとおり、可決されました。

この際、日程第 5 議案第 38 号 世羅町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例から 日程第 7 議案第 40 号 世羅町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を廃止する条例 の「3 件」 について関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） 追加議案 1 ページをお開きください。

議案第 38 号

世羅町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

世羅町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 145 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 20 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

令和 5 年 1 月 31 日に広島県水道広域連合企業団臨時議会が開催され、令和 5 年 4 月 1 日から当該企業団による事業開始のための予算及び関係条例が可決

されたため、世羅町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

続けて議案 39 号の説明をいたします。追加議案 3 ページをお開きください。

#### 議案第 39 号

#### 世羅町水道事業給水条例を廃止する条例

世羅町水道事業給水条例（平成 16 年世羅町条例第 141 号）を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 20 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

令和 5 年 1 月 31 日に広島県水道広域連合企業団臨時議会が開催され、令和 5 年 4 月 1 日から当該企業団による事業開始のための予算及び関係条例が可決されたため、世羅町水道事業給水条例を廃止することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

続けて議案第 40 号の議案説明をいたします。追加議案 5 ページをお開きください。

#### 議案第 40 号

世羅町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を廃止する条例

世羅町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成 24 年世羅町条例第 29 号）を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 20 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

令和 5 年 1 月 31 日に広島県水道広域連合企業団臨時議会が開催され、令和

5年4月1日から当該企業団による事業開始のための予算及び関係条例が可決されたため、世羅町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を廃止することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 企業団へ移行することに伴って廃止そのほかを企業団に責任を持たすということになるのではないかと思います、そうすることによってこれまでの町で運営をしていた上水事業がどのように変わるのか。やはり企業団によって、当初の説明ではいろんな人口減少に伴って、厳しい運営が予想される中で統一をして特に施設の整備等に力を入れていくというような説明であったかと思うんです、今後の運営についてこれまでとどのような点が変わってくるのか。統一をして今度職員の身分が企業団に移るとそれに伴って町の負担はどのように変わっていくのか、これらについてお尋ねします。

○議長（米重典子） 矢山議員、ただいまの提案は条例の廃止なり改正に関するものでありますので、どの部分についてというのを明確にしていきたいと思いますが。業務の内容というよりは条例の改廃ということでありますので。

▼【矢山議員：「それぞれ廃止をするわけですから変わってくる点もある。

そのことを統一的に3つの。」】

○議長（米重典子） 起立して発言をお願いします。

▼【矢山議員：「今、言ったことに対して答えてください。」】

○議長（米重典子） 条例の廃止に関するということについてということによろしいですか。

▼【矢山議員：「はい。」】

○上下水道課長（和泉秀宣） （挙手）

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣）　ご質疑のことにつきまして、条例廃止等についての今後どうなっていくかというふうなことについて答弁させていただきたいと思えます。

まずこの廃止する2本の条例につきましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、水道企業団で同様の条令が4月1日から施行されることに伴う世羅町条例の廃止ということになります。したがって、世羅町の水道事業、4月1日から行います水道事業につきましては、これまで同様に世羅町の水道利用者の方へ供給をするということは何ら変わることはございません。したがって今回の条例の廃止でございますが、繰り返しになりますが、ダブルスタンダードというか、そういったことがないように、3月31日をもって廃止をするということでございます。

今後の事業運営につきましても、先ほども申し上げましたように、何ら変わることはございませんが、企業団に移行することによって事業を積極的に進めるなかで適切な企業運営を行って実施していくというふうなことを行っていくことが今後の運営というふうなことの考え方でございます。

○4番（矢山　武）　（挙手）

○議長（米重典子）　4番　矢山　武議員。

○4番（矢山　武）　企業団によって運営をされるということでこれまでの水道事業を下水道事業に変えていく。そういうなかで何ら変わらないと言っても決定権は企業長が最終的な決定権を持っていると思うんですが、そうすると世羅町の要求というか、課長は適切

○議長（米重典子）　矢山議員に再度申し上げますが、今回提案されておりますのでは、条令の廃止にかかるものでございます。企業団の運営内容につきましては、今回の議案にあたらなないと思えます。

○4番（矢山　武）　廃止をすることによって影響があるんじゃないかということで、

○議長（米重典子）　それはただいま上下水道課長が説明いたしました。

○4番（矢山　武）　納得できんけえ、再質問しよるんですよ。適切な運営というのはどういう意味なんですか。企業団の議会あるいは先ほど言ったように、廃止、水道事業給水条例を廃止をして、管理者等についても、これらの条

例を水道技術者工事監督者を廃止をしたら、代わりの職員がおるといのはわかりますよ。しかし、全体の企業団のなかで運営されていくということになると、どこにこれまでと変わらないような適切な運営という保障があるんですか。そこらをきちんと教えてください。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは企業団の運営についてご説明をさせていただきますと思います。まず議員ご指摘のとおり企業団におきましては、企業長が責任を持って企業団の全体の事務事業を行っていくということになります。この水道広域連合企業団につきましては、地方公営企業における管理者を置かず、その管理者の権限は企業長が行うということになっております。したがって本部、それから各事務所でそれぞれの水道事業を行っていくこととなりますが、そういったなかで、組織的に一体となった水道事業をそれぞれの町の水道事業で行っていくというのが基本でございます。適切な運営と申し上げましたのは、やはり公営企業でございます水道事業につきましては、独立採算、また経済性の追及という、そういった目的がございますので、そういったことをしっかりと実施できるように今後も引き続き取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 38 号 世羅町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 について討論は、ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 38 号 世羅町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部

を改正する条例 について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 38 号 世羅町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 については、原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 39 号 世羅町水道事業給水条例を廃止する条例 について討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 39 号 世羅町水道事業給水条例を廃止する条例 については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 39 号 世羅町水道事業給水条例を廃止する条例 については、原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 40 号 世羅町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を廃止する条例 について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 40 号 世羅町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を廃止する条例 について、原案のとおり決定することに賛成の方

の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 40 号 世羅町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を廃止する条例 は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 41 号 世羅町優良田園住宅（宇津戸美咲団地）飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 追加議案 7 ページをお開きください。

議案第 41 号

世羅町優良田園住宅（宇津戸美咲団地）飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例

世羅町優良田園住宅（宇津戸美咲団地）飲料水供給施設給水条例（平成 17 年世羅町条例第 32 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 20 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

世羅町水道事業給水条例（平成 16 年世羅町条例第 141 号）の廃止に伴い、世羅町優良田園住宅（宇津戸美咲団地）飲料水供給施設に係る水道料金に関し、世羅町優良田園住宅（宇津戸美咲団地）飲料水供給施設給水条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 県の、広島県広域連合企業団水道給水条例第29条の規定を準用すると。料金が変わらないという説明でしたが、現状について給水の実態がどのようになっておって、それを変わらないということですから、現状の給水と同じ料金でいくということはわかるんですが、その実態についてお尋ねします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは矢山議員の質問にお答えします。現在、宇津戸美咲団地、優良田園住宅でございます宇津戸美咲団地の水道料金につきましては世羅町水道事業給水条例、こちらの第27条の規定により世羅町の上水道と同じ料金を徴収しているところでございます。こちらの施設につきましては、町が井戸を掘削しましてポンプを設置し受水槽を設け、各戸へ上水を供給しているところでございます。このたび水道事業が企業団のほうへ移行されますので、これに伴いまして必要な条例改正を行ったものでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 何戸に対して給水をされるというのはわかるんじゃないですか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 現在、6戸に給水しているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 討論は、ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 41 号 世羅町優良田園住宅（宇津戸美咲(みさき)団地）飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は 10 時 20 分いたします。

休 憩 10 時 05 分

再 開 10 時 20 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、日程第 9 議案第 31 号 令和 5 年度 世羅町一般会計予算 から  
日程第 15 議案第 37 号 令和 5 年度 世羅町公共下水道事業会計予算 までの「7 件」を一括議題といたします。

ただいま議題となりました「議案 7 件」については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査の結果について、委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 委員長。委員会報告については、お手元に配布のとおりです。

○予算審査特別委員会委員長（上羽場幸男） 報告します。

令和 5 年 3 月 20 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

予算審査特別委員会

委員長 上羽場幸男

予算審査特別委員会審査報告

令和 5 年 3 月 2 日の本会議において本委員会に付託された、議案第 31 号から議案第 37 号までの 7 件の議案審査の経過及び結果について、会議規則第 77 条の規定により報告します。

#### 【開会中の審査】

- 1 開会日 令和5年3月2日（木）午後6時15分開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 上羽場幸男、上本 剛、高橋公時、矢山 武、向谷伸二、  
田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、  
山田睦浩、（米重議長）
- 4 審査事案  
(1) 委員会条例第8条による正副委員長の互選を行った。  
(互選結果は、委員長：上羽場幸男委員、副委員長：上本 剛委員)  
(2) 予算審査に関する資料要求項目の確認を行った。（要求項目：21項目）

#### 【開会中の審査】

- 1 開会日 令和5年3月14日（火）、15日（水）
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 上羽場幸男、上本 剛、高橋公時、矢山 武、向谷伸二、田原賢司、  
藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、山田睦浩、（米重議長）
- 4 説明員 町長、副町長、会計課長、総務課長、財政課長、企画課長、  
税務課長、町民課長、子育て支援課長、健康保険課長、福祉課長、産業振興課長、  
商工観光課長、建設課長、上下水道課長、せらにし支所長、  
教育長職務代理者、学校教育課長、社会教育課長
- 5 審査事案  
(1) 議案第31号 令和5年度世羅町一般会計予算  
(2) 議案第32号 令和5年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算  
(3) 議案第33号 令和5年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算  
(4) 議案第34号 令和5年度世羅町介護保険事業特別会計予算  
(5) 議案第35号 令和5年度世羅町介護サービス事業特別会計予算  
(6) 議案第36号 令和5年度世羅町農業集落排水事業特別会計予算  
(7) 議案第37号 令和5年度世羅町公共下水道事業会計予算
- 6 審査概要

本委員会に付託された議案第 31 号から議案第 37 号までの 7 件の議案に関し、質疑を中心として、3 月 14 日及び 15 日の 2 日間開会し、令和 5 年度 7 会計の予算案の審査を行った。

(1) 令和 5 年 3 月 14 日 (火) 午前 9 時 35 分開議

新年度予算に計上された貴重な財源がどのような形で、町民全体の福祉の向上・町の発展に活かされるか等を審査視点に置き、提出された令和 5 年度施政方針及び予算概要から質疑を行った。その後、各会計の予算案及び予算説明書並びに予算審議資料に基づいて質疑を行った。

初めに、一般会計歳入全般、続いて一般会計歳出の議会費、総務費、民生費に関する質疑を行った。

(2) 令和 5 年 3 月 15 日 (水) 午前 9 時開議

3 月 14 日に引き続き一般会計歳出の衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書に関する質疑を行った。

次に国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療制度特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業会計に関する質疑を行った後、総括質疑を行った。

(3) 審査で出された意見等

施政方針では、長期総合計画の 5 つの基本目標である「健幸づくり」、「ものづくり」、「人づくり」、「安全安心づくり」及び「地域づくり」の各事業の取り組み内容や考え方等に関する質疑が行われた。

次に、各会計に関して事業内容や目的、事業で見込まれる効果等により、住民福祉の向上、町の発展に活かされるか等に関する質疑が行われた。

総括質疑においては、財政推計、公共下水道事業、保育、町債残高、デジタル化、遊休農地等について、執行者の考え方等に関する質疑が行われた。

総括質疑の後、3 項目の付帯決議を付けることを決定した。

その後、本委員会に付託された 7 会計の予算について、委員会としての採決を行った。

## 7 審査結果

事件の番号	件名	審査の結果
議案第 31 号	令和 5 年度世羅町一般会計予算	可決すべきもの(賛成多数)
議案第 32 号	令和 5 年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算	可決すべきもの(賛成多数)
議案第 33 号	令和 5 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算	可決すべきもの(賛成多数)
議案第 34 号	令和 5 年度世羅町介護保険事業特別会計予算	可決すべきもの(賛成多数)
議案第 35 号	令和 5 年度世羅町介護サービス事業特別会計予算	可決すべきもの(賛成全員)
議案第 36 号	令和 5 年度世羅町農業集落排水事業特別会計予算	可決すべきもの(賛成全員)
議案第 37 号	令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計予算	可決すべきもの(賛成多数)

### 令和 5 年度予算審査付帯決議

- 1 指摘した事項の事業執行に当たっては、議会に説明後執行されたい。
- 2 予算の歳入を確保し、確実な事業執行に取り組まれたい。
- 3 事業内容や目的を整理し、実態把握をされたうえで、補助金等の執行にあたられたい。

予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

これより討論に入ります。

一括議題としているため、討論は「一括討論」も可としております。

議案第 31 号 令和 5 年度 世羅町一般会計予算 について、討論はありませんか。

〔「討論あり」の声あり〕

4 番 矢山 武議員。

委員長報告は「可決すべきもの」でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

○4番（矢山 武） 採決にあたりまして、一般会計、国保、後期高齢者、介護保険の各会計と、公共下水公営企業会計の5会計に反対する討論を行います。

はじめに訂正をされた山福田自治センターについて、当初の予算で計上されておりました辺地債の修正が否決をされたということで、これまで辺地債の決定また実施に向けて校舎の撤去や設計等を認めてきた中で、いろんな理由はあるわけですが、反対多数で辺地債の修正が否決をされました。関係者の長年の懸案がようやく実現をできるのかと期待をされているなかで、こういう結果になり、関係者の皆さんに大変な心配をかける状況になったのではないかと思います。

地域の自治活動が更に盛り上がっていくように、また物価高の中で最低限の修正であるというように思い、早期に計画どおりの事業が推進をされることを望んでおります。

住民に対してこの経緯をきちんと辺地債の修正がなぜ認められなかったのか。またこの4年ないし5年の間の経緯をきちんと説明をする。私はこうした問題は関係する地区の問題だけではなく、行政の信頼が問われるたいへん重要な問題であると考えております。経緯については、先ほども申し上げましたが、校舎の撤去と新しい自治センターの設計を認める予算が一定に辺地債の中で認められてきたなかでこういう事態になっているということを非常に残念に思うところであり、早期にその実現を求めるところであります。自治体の役割は、コロナが長引く中で、多くの住民の皆さんが町政に対し、また今後の暮らしに対して心配を持たれる状況にあります。限られた財政の中で1歩1歩切り開いていくことが求められております。基本的には住民福祉を大事に前進をさせていく、このことが重要な課題であると思うところであり、後期高齢者の2割負担に続き、保険料が大きく引き上げられようとしているなかで、お年寄りの皆さんの今後の暮らし、大きな不安を招く状況にあります。子育てなどに一定の支援をする必要はありますが、その予算をこうしたお年寄りの福祉を削っていくということは年金が上がらないなかで更に厳しい状況になって

いくところであります。

農業についても特に米づくりではどんどん生産費が上がるという状況の中で、去年は前年と同じ米価ということで、今後の農業がたいへん心配をされる状況であります。こうしたなかで生産費の上昇を全部補てんをするということにはいきませんが、当面の米作を維持するためにも生産資材の代金が払える、そういう米価とする必要があります、そのための町としても対応をもっと強化をすべきであると考えているところであります。こうした状況が長く続くと、町として特に周辺部でたいへん高齢化して、空き家が増えるという状況が更に加速をされて、集落が丸ごとなくなっていくとする、こういう状況が心配をされるところであり、農業後継者の育つ対応を求め、年金で生活できる老後とするそういう対応が、基本的には国に考えなくてはならない課題ではあります。こうしたなかで異次元の子育て支援、3万円とか、5万円とか一定に具体化をされておりますが、臨時的に一定の金を出すということで、将来の安心や、また子育てができるという、そういう生活の安心を図ることが安心して子どもが生まれることできる、そして希望が一定に持てる社会にしてこそ、IターンやUターンが決断をされるということからも、希望が持てるまちづくりにもっと力を入れるべきであると考えているところであります。

討論にあたって特に4点の具体的な改善を求めてまいります。1点目は質疑の中でもいろんな角度からお尋ねをしました障害者の皆さんのおかれている立場をきちんと把握をし、新しい福祉計画によって支援が更に拡充をされ、安心して生活ができる対応を強めるべきであります。

2点目は農業についてであります。先ほども申し上げました厳しい状況の中で農地の集約化と担い手を確保するために、農業の地域計画を作ると町長は言われますが、全国から担い手を呼べるというように触れられておられるところですが、どこも同じような対策をしている中でどのように地域計画によって世羅が全国の中で選ばれるようにするのか具体策が示されずに、全く農地を一定の法人とか、認定農家に農地を託せば希望が持てる、またこうすることによって他の自治体と世羅町について世羅町に移住しようという決断をされるのか私は理解できません。耕作放棄地の一部がこれによって担い手とかそのほかによって耕作される可能性は多少はあるかもしれませんが、基本的には経営がき

ちんと成り立つような対応が求められます。農地中間管理機構でこれによって貸し出す人を借りたい人に間に入って賃貸借、あるいは売買を行えばどのような成果が出て来るのか、明らかにする必要があると考えるところであります。今、一生懸命年金をつぎ込んだり、他の収入をつぎ込んで頑張っておられる多くの農家の皆さんをきちんと支援をしていく。どんどん高齢化が進んで、来年は農業できるかどうかわからない人が増えているなかで、早期にそうした具体的な対応をすべきであると思うところであります。

3点目は給食センターについてであります。7年度の供用開始に向けて具体的に整備が進もうとしておりますが、地元食材の活用や教育としての給食、安全な給食で完全給食を望むところであります。

4点目は公共下水についてであります。繰り返し質疑の中でも申し上げておりますが、一定の加入が努力によって進むということは想像されますが、いよいよ管路工事が終わろうとする中で、現状をきちんと把握をされて、当初計画していた状況と現状はどのようになっているかきちんと示して、町民に理解を得るということを私は繰り返し求めてまいりました。当初の収支計画を大きく下回ることは明らかで、このことについてきちんと住民に説明をする必要があります。今のままでは一般会計からの繰り入れがどんどん増えていく可能性があります。地域の発展を図るために公共下水道が必要であるということは理解はできますが、私はこうした当初計画、大きく下回る計画でどのように下水道運営していくのか。こうしたことが問われていると思います。以上4点について申しあげましたが、質疑の中でいろいろ申し上げた点の改善も合わせて求めて反対討論といたします。

○議長（米重典子） 次に賛成討論の発言を許します。賛成討論はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議案第31号、この議案に対して賛成の討論を行います。新型コロナウイルス感染症の感染予防対策は緩和され、マスクの着用が個人の判断に委ねられるなど、人と人との交流や地域の経済にも少しずつ活気が戻るものと期待をしております。広島県は令和5年度当初予算と令和4年度の

補正予算に中山間地域振興のための事業費 129 億 9000 万円を盛り込んでおります。そのなかでは人づくり、仕事づくり、生活環境づくりが重要とされております。本町の当初予算においても、子育て世代包括支援事業の拡充や、不妊治療費助成事業の一部新規など、少子化社会への対応がなされております。

また、人の動きに合わせインバウンド推進事業に取り組まれるなど、観光消費を喚起することとされております。

このほか、都市機能の誘導によるコンパクトでネットワーク型都市の実現を図る立地適正化計画策定事業を推進されます。将来の人口減少社会を見越した快適な町の基盤を作るものと考えられます。限られた財源を有効に使い、持続可能なまちづくりが肝要と思います。

一般会計予算では維持修繕費はわずかな増額となっておりますが、十分とは言えません。社会インフラの適正な管理をおろそかにしてはいけないと思います。また、義務的経費のうち人件費は縮減が図られておりますが、業務見直しや、デジタル化への取組みの推進など、適正な管理と配置が必要に思います。一方で基金の取り崩しによる財源補てんがございしますが、やむを得ない緊急の対応措置であると考えます。財政調整基金の 20 億円維持、これについて努力していただきたいと思います。

次に財政状況をみますと、実質公債費比率は一般的に望ましい範囲に収まっておりますが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は硬直化が続いております。引き続き光ファイバを活用したデジタル化の推進、並びに財政の健全化に努めるとともに、町民の理解を得ながら、町民の well-being に尽力されることを要望し、本町の更なる発展を期待して賛成の討論といたします。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 31 号 令和 5 年度 世羅町一般会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 31 号 令和 5 年度 世羅町一般会計予算 は、原案のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 32 号 令和 5 年度 世羅町国民健康保険事業特別会計予算 について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 32 号 令和 5 年度 世羅町国民健康保険事業特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 32 号 令和 5 年度 世羅町国民健康保険事業特別会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 33 号 令和 5 年度 世羅町後期高齢者医療制度 特別会計予算 について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 33 号 令和 5 年度 世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 33 号 令和 5 年度 世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 34 号 令和 5 年度 世羅町介護保険事業特別会計予算 について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

議案第 34 号 令和 5 年度 世羅町介護保険事業特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 34 号 令和 5 年度 世羅町介護保険事業特別会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 35 号 令和 5 年度 世羅町介護サービス事業特別会計予算 について、討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 35 号 令和 5 年度 世羅町介護サービス事業特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 35 号 令和 5 年度 世羅町介護サービス事業特別会計  
予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 36 号 令和 5 年度 世羅町農業集落排水事業特別会計予算 につい  
て、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 36 号 令和 5 年度 世羅町農業集落排水事業特別会計予算 に対す  
る委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 36 号 令和 5 年度 世羅町農業集落排水事業特別会計  
予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 37 号 令和 5 年度 世羅町公共下水道事業会計予算 について、討  
論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 37 号 令和 5 年度 世羅町公共下水道事業会計予算 に対する委員  
長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 37 号 令和 5 年度 世羅町公共下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり、可決されました。

この際、日程第 16 請願第 1 号 「尾道」ナンバー導入に関する請願書」から 日程第 17 陳情第 2 号 「障害者等弱者のための緊急避難所設置にかかわる要望書」 までの 2 件 を「一括議題」とします。

日程第 16 から 日程第 17 までの 2 件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長から、請願第 1 号 及び 陳情第 2 号について、報告を求めます。

まず初めに、請願第 1 号について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 委員長。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

令和 5 年 3 月 20 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 高橋 公時

#### 総務文教常任委員会審査報告

3 月 2 日の本会議において本委員会に付託された請願・陳情については、次のとおり審査したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

#### 【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和 5 年 3 月 9 日（木） 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 高橋公時、松尾陽子、矢山 武、田原賢司、藤井照憲、  
米重典子
- 4 審査事項と結果

(1) 請願第 1 号 「尾道」ナンバー導入に関する請願書

請願提出者 世羅郡世羅町西上原

世羅郡飲食組合組合長 大谷敏朗 外6名

紹介議員 藤井照憲議員

請願の趣旨 世羅・尾道圏域の地域振興、観光振興、教育振興につなげるために、世羅町と尾道市で「尾道」ナンバーの導入へ向けて取組むこと並びに導入となる際には、ナンバーの図柄については、世羅町及び尾道市で協議をして進めてほしいという要望。

委員の議論 委員からは、「地域振興のために尾道市との連携は重要である」「より飛躍的に観光を中心とした連携を深めていく」等の意見が出された。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決しました。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。  
（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第2号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 委員長。

○総務文教常任委員長（高橋公時）

（2）陳情第2号 障害者等弱者のための緊急避難所設置にかかわる要望書

陳情提出者 世羅郡世羅町大字小世良

世羅町障害者の暮らしを考える会（世障会）

会長 盛次信晴

陳情の趣旨 町として、障害者等弱者のための緊急避難所をどのように考え、どのように整備しようとしているのか、構想及び計画について早急に示してほしいという要望。

委員の議論 委員からは、「いつ災害が起こるかわからない、早急にスケジュール構想を示すべきである」「緊急避難所の設置は、非常に急ぐ話である。しっかり行政に施策を進めていただくためにも要望書採択は必要である」等の意見が出された。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決した。

以上、総務文教常任委員会に付託された請願・陳情の審査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

請願第1号 「「尾道」ナンバー導入に関する請願書」 の討論は、ありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

委員長報告は「採択すべきもの」でありますので、まずは反対討論ですが、反対討論ですか。

▼【藤井議員：「賛成」】

反対討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

次に賛成討論の発言を許します。7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 請願第1号 「「尾道」ナンバー導入に関する請願書」に紹介議員として賛成の討論を行います。まず第1に尾道ナンバー導入は将来に対する種まき、こういったものであります。尾道ナンバーのキャッチフレーズ、これは世羅きらり、一方では尾道きらり。こういったものでございます。このことは主と従、これを意味するものではありません。また将来の合併を意味する、こういったものでもありません。また新聞報道でもございますように、世羅のデザインを優先すると、このようにありました。尾道市のほうから、イメージ、こんなものを示されております。最初はこのカーブ坊や、カーブ坊やを示したデザイン、こういうことも可能でありますということでございます。カーブ坊やが小さくて見えにくい。これは世羅高校のランニングシャツをイメージした、

○議長（米重典子） 藤井議員、申し訳ありませんが、資料の持ち込みは許可が出ておりませんでした。

○7番（藤井照憲） これは資料というよりも、討論の中のことばでございます。これはせら坊でございます。こういったデザインが素案でありまして、決定ではありません。ただ尾道ナンバーというイメージとしてこういったものが考えられると、こういった案でございます。したがって、この世羅きらり、この最後のチャンス、このように考えます。以上で賛成の討論といたします。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号 「「尾道」ナンバー導入に関する請願書」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長の報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立少数）

起立少数 であります。

したがって、請願第1号 「「尾道」ナンバー導入に関する請願書」 は不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第2号 「障害者等弱者のための緊急避難所設置にかかわる要望書」の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第2号 「障害者等弱者のための緊急避難所設置にかかわる要望書」

に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長の報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、陳情第2号 「障害者等弱者のための緊急避難所設置にかかわる要望書」 は 委員長の報告のとおり、採択することに決定されました。

日程第18 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 委員長。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 総務文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。

令和5年3月20日

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 高橋 公時

#### 総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和5年3月9日（木） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 高橋公時、松尾陽子、矢山 武、田原賢司、藤井照憲、  
米重典子
- 4 説明員 町長、副町長、総務課長、財政課長、企画課長、福祉課長、  
教育長職務代理者、学校教育課長、社会教育課長

## 5 調査項目及び内容

(1) 現地調査：児童発達支援事業所すずらん（社会福祉法人みつば会）（大字青近）

ア リニューアル後の施設運営状況について

令和2年末から大規模改修工事により外廊下にサッシが設置される等、寒暖差が少ない環境が確保できる施設となるとともに、現在の利用登録者数も児童発達支援定員10人に対して30人、放課後等デイサービス10人の定員に対して44人となり、増加傾向にある。ただし、利用頻度が週1回～平日毎日、土曜のみ等、利用者で様々であり、定員の範囲内で利用されている。

(2) 令和4年度入札発注工事(250万円以上)の契約及び進捗状況について

発注工事及び発注一覧により、財政課1件、学校教育課3件、社会教育課1件の調査を行った。

(3) 特別支援学級数と生徒数の推移について

ア 小中学校における過去5年間の推移と令和5年度の見込数

小学校では令和3年度、中学校では令和2年度から自閉症情緒学級が増加傾向にあり、平成30年から令和4年度までの5年間で小学校は1.3倍、中学校では3.2倍になっている。全体的に増加傾向にあるが、こうした背景の要因としては子どもたち1人1人の正確な実態把握、保護者の方々や関係機関との連携がきめ細やかに行われた成果と捉えている。

(4) 甲山中学校SSR（スペシャルサポートルーム）及び高野塾の運用状況について

現在、6名の利用があり、2名は常時利用、4名は不定期利用となっている。SSRではMY時間割を設定して不登校児童生徒の学習状況や興味関心に応じた多様な学びを選択できることを提供し、社会的自立に向けて自己決定することを大切にしている教育活動を行っている。委員から、「SSRのない学校では保健室で過ごしている児童生徒がいるのではないか」の問いに甲山中学校以外では保健室を使っている子どもが数名いる。コミュニケーションが苦手な児童・生徒に無理強いをせず、状況をしっかり聞いて対応しているとの説明を受けた。

(5) 小規模補助金の見直しについて

ア 経常収支比率の改善に向けた経常経費の見直し

平成 29 年度から令和 2 年度までの経常収支比率は 92%～94%、令和 3 年度は 86.7%と低くなっているが、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金を活用し、経常的経費に充当する一般財源が少なかったこと、また地方交付税の追加交付があったので計算上経常収支比率を下げる要因が重なった結果である。委員から「小規模補助金の思い切った削減をしないとこのまま経常収支比率が高くなり、余裕財源が減少し投資的事業が難しくなってくる」との問いにこれからの財政運営においてどこをどう切り詰めていくか。そのなかで少額補助金についてしっかりと見定める必要があると説明を受けた。

(6) 陳情第 2 号「障害者等弱者のための緊急避難所設置にかかわる要望書」に対する町の考え方

マイタイムラインの作成を町民の皆様に周知し、災害時の個人の防災行動計画（スケジュール表）を事前に作ることで有事の際の避難に役立ててもらおう。バリアフリー機能を有する避難所開設をめざすも協議・検討の結果、人的な部分や職員の割り当てなど新規避難所の開設に至ってない。現状の対応として関係部署・機関と協議し、避難者ごとに個別対応する。今後は施設整備・人的確保など条件整備を進めていく。

(7) 地域共生社会に向けた取組状況について

ア 高齢者への支援のあり方と今後の考え方

生活支援コーディネーターを配置し高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進。

社会福祉協議会と連携し、自治センター等を活動拠点とする住民の組織づくりを促進、生活支援コーディネーターと連携を図り、地域づくりの参加意欲を促し、地域に合った住民主体の活動を支援する。

イ 生活支援コーディネーターの現状と稼働日数の制限及び配置人数の考え方

13 自治センター管内で現在、7 自治センターに配置されている。基本的な勤務については 1 週間のうち 2 日以内、1 日の上限を 8 時間以内とし、各自治 1 名ずつの配置にしている。訪問件数は、津名 70 件、山福田 40 件、黒川 40 件、津久志 40 件、大見 70 件、小国・西大田は定期的な訪問はしていない。

(8) 地域公共交通のあり方について

ア コロナ後の長距離バス（ピースライナー）補助金の状況

令和3年度は2割引、令和4年度から3割引での販売としており、割引分に係る金額について町が補てんをしている。令和3年度は694件、補助額は511,890円、令和4年度は1月末現在で1749件、202万円となっている。

イ デマンドタクシー運行の見直し（方針として6点）

(ア)タイトなダイヤの便数見直し：現行（行き4便/帰り5便の9便）の見直し

(イ)運賃の見直し：収益率向上を図り持続可能な運行とする為、運賃の値上げ

(ウ)手荷物料金の設定：大きな手荷物の持込と料金設定を検討

(エ)長期運休期間における臨時便の運行：GWなど5日以上連続する場合に臨時便運行

(オ)運用方法の見直し：現在3社により運行を実施、効率的な配車と事業者間、運転手間の負担の平準化を図るため、運行範囲や委託方法の検討を行い最適な運用方法を見直す

(カ)見直し基準の運用：1つ目から5つ目の見直しを行った上で「車両1台当たりの輸送人員2.0人未満」かつ「1乗車あたりの補助金1,000円以上」とする、せらまちタクシーの見直し基準によりダイヤ毎に改善対象となるか判断し、改善を行う。

ウ くるりん号の稼働状況と見直し

令和4年度、4月～1月現在の利用者数は700人で1日平均利用者数は、約3.5人。

乗車場所においては、世羅中央病院や瀬尾医院が多く、降車場所ではマックスバリュやパオの商業施設が多い状況となっている。アンケートや住民からの要望を踏まえ乗車場所の追加により、1周を35分とし、これまでの6便から5便に減便した。委員から1日（6便）3.5人では今後運行を継続するのは難しい数字である、デマンド交通の充実に向けた方がいいのではないかとの意見が出された。

(10) 互助輸送推進事業の進捗状況について（黒川地区）

ア 調査事業の内容・結果・課題

互助輸送推進事業は広島県の広島型 MaaS 推進事業を活用して公共交通ネットワークの持続可能性の向上を図るため、自家用車を保有しているボランティアドライバーを各振興会から募り、地域の利用者について乗り合い無償輸送を行うものである。

9月1日から黒川地区内で企画課の公用車の貸し出しを行い実施、利用者は0人。10月11日より運行日や時間帯などの変更を行い2月末時点で17人、ボランティアドライバーの運転実績は0人。課題としてボランティアドライバーでの送迎への敬遠、無償で送迎してもらうことに気が引ける、逆に料金設定した方が遠慮なく乗りやすいといったことが挙げられている。

イ 本格実施に向けての取組は

まず、ボランティアドライバーの確保が必要。ボランティアドライバーに自家用有償輸送の大臣認定講習の受講をしていただく。

ウ 自家用有償輸送との違いは

無償輸送等の「道路運送法の許可又は登録を要しない輸送」により移動手段を確保するケース。しかし運行方法によっては道路運送法による登録が必要な場合がある。

(11) 請願第1号「尾道」ナンバー導入に関する請願書に対する町の考え方

基本的な世羅町のメリットが一番重要なポイントである。町を象徴できる形が図柄に載ればPR効果があがってくる。

6 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

委員より、帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化がワクチン助成の対象になる人数が多いこと、市町での対応では膨大な予算がかかる為実現できていない現状にある。国において進めていくことが必要であり、意見書提出をしたいとの意見が出され、賛成全員により、意見書提出をすることとした。

7 その他（令和5年度行政視察について）

昨年12月定例会で視察先候補地として出された大阪市住吉区の大空小学校の取組と子育て支援・移住定住の先進地として岡山県奈義町について、視察受入れの状況を確認し7月・10月あたりで進めていく。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

日程第19 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 委員長。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 報告いたします。

令和5年3月20日

世羅町議会議長 米重 典子 様

産業建設常任委員会

委員長 上羽場 幸男

産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和5年3月10日（金） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 上羽場幸男、上本 剛、向谷伸二、徳光義昭、久保正道、  
山田睦浩 （米重議長）

4 説明員 町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課長、  
建設課長、上下水道課長

5 調査項目及び内容

(1) 現地調査

ア 宇津戸下仮屋地区臭気測定箇所（大字宇津戸・川尻）

6か所の臭気測定箇所を確認した。現場で感じる臭気と臭気指数の関係と現状などを調査した。臭気について本委員会は、厳しい現状であると認識した。

イ 公共下水道処理施設（大字川尻）

下水道処理施設の立ち入り調査を行った。設備の稼働状況、保守・点検・設備更新や能力について調査をした。

(2) 令和4年度入札発注工事（250万円以上）の契約・進捗状況及び発注予定について

発注工事一覧により、建設課21件、産業振興課5件、上下水道課6件、商工観光課2件の調査を行った。

(3) 公共下水道整備事業の状況について

ア 加入状況と今後の計画

加入状況は、令和4年度末時点で公共柵設置数が637で接続数は332、接続率は、52.1%である。

今後の計画は、令和5年度で今東地区3工区、栄町地区5工区を実施し、面工事を終える。全体で、事業区域は107.7ha、事業費は54億2850万円となる。

委員からは、主に接続率について質問と意見が出た。接続勧奨を進めることが重要であると認識していると説明を受けた。

(4) バイオマス産業都市構想について

ア 認定された構想及び実施計画

バイオマス産業都市構想の中身について説明を受けた。委員からは、目指すべき将来像と目標を明確にすることと、バイオマス地産地消を推進するにあたり、公害等が発生しないものになることが最も重要であると意見が出された。

(5) 有害鳥獣対策について

ア 進入防止柵・わなの設置等補助事業の申請利用実績

イ 有害鳥獣の捕獲状況

(6) 宇津戸下仮屋地区臭気問題について

ア 臭気指数の状況及び改善計画の進捗状況

令和5年は改善勧告の期限を令和5年3月末から12月末までに迎える重要な年と捉えている。改善勧告とは別に、一昨年、地元の定例会総会の場で、事業者が3年後には臭気問題を解決すると明言している。期限が令和6年6月24日で事業者も強い決意をもっている。委員からは、様々な意見が出されたが、改善勧告の期限を迎えることから、その後の調査をしっかりと進めることとした。

(7) お試しオフィスについて

ア 整備状況と今後の計画

令和5年2月20日に整備工事を完了した。指定管理者と運営方法等についての協議を令和5年3月末までに終了し、令和5年4月から本格利用を予定している。今年度、16社の紹介を受けており、この内、3、4社から試したいと要望が来ている。良さをアピールする材料は豊富にある。交通アクセスや立地についても、実際実感して頂いてオフィス誘致につなげたい。委員からは、空き家、古民家、空き店舗、空き事務所などの活用を進めるべきと意見が出された。

(8) 指定管理料返還交渉の状況について

香遊ランドの令和2年度指定管理料の返還についての見通し、経過と今後については、令和4年9月の定例会以降、庁舎内会議、代理人の顧問弁護士と会議を進めてきた。そのなかで代理人を通じて効果的手立てを探ってきたが、話し合いによる解決は難しく、裁判所による調停により解決を図っていくこととした。

令和2年度分の指定管理料の返還額については令和5年度当初歳入に予算計上していくこととしている。

委員からは、町民は重大な関心を持ってみており、返還を拒む事業者に対する町の対応に不信感を持たれていると意見が出された。

(9) 指定管理施設の現状と課題について

ア せらにし青少年旅行村いこいの広場等について

現状について、指定管理業務に係る過去5年間の決算収支報告資料を示され説明を受けた。今後については、令和5年4月以降、指定管理区域の縮減と指定管理期間を10年にする。なお、今回の指定管理者募集要項においては、指定管理期間中の施設譲渡を可能にする条件を提示しているとの説明を受けた。

委員からは、主に施設譲渡と指定管理期間について質問・意見が出された。

6 その他

令和5年度行政視察について

バイオメタンガス発電と農業特区について、現状を視察する。場所は、兵庫県養父市に決定。日程は、7月頃の計画とする。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） これまでお尋ねしてきた点と同じようなことになるかと思うんですが、3点について。

1点目は公共下水設備事業のなかで、接続勧奨を進めることが重要であると認識しているという執行部の考え方だろうと思うんですが、現在50%余りの接続という状況のなかで現地調査をされて、設備の稼働状況についてどのように感じられたのか。そして、かなり年数が経っているものが接続をしてくださいと言え、わかりましたと、すぐ了解をされるということは少ないのではないかと思うので、これらについても、あればお願いします。

それから2点目は宇津戸の臭気の問題では、業者は3年後には臭気問題を解決すると明言をしているということですが、そう簡単に解決はしないんじゃないかと思うんですが、今後改善勧告の期限を迎えることからしっかり調査をとということですが、考えがあればどのような調査をされようとしているのか。

それから3点目は指定管理料返還交渉の状況について、話し合いによる解決、ちょっと経緯については前段で述べられておりますが、相手の方がどのように言われておるか知りませんが、指定管理料として1年分をいくらかと定めておいたものが、指定管理をやめても返還されないということに対して一般的にそれはそうですか、むずかしいですかということにはならんわけで、解決しないんで、裁判による調停をとという状況になっておるようですが、そういう事態になることが多くの町民の皆さんの理解を得られるということには私はならんと思うんです。当然、これからも一定の経費が調停においてもかかるんじゃないかと思うんですが、ここで述べられている不信感を持たれているという意見もあるわけですが、やはりこの問題は話し合いとか、裁判ということじゃなしに、責任を果たされてないものについては、払ったほうの責任も多少あるかもわからんんですが、

○議長（米重典子） 矢山議員、質問を簡潔にお願いします。

○4番（矢山 武） この点についてですね、質問をよう議長も聞きよってください。この点についてやはりきちんと行政の立場というかされてですね、そう言わずに返してくださいという性質のものではないと思うんですが、そこらどのような審議をされたかお尋ねします。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 委員長。

○2番（上羽場幸男） それでは今、3点のご質問いただきました。まず公共下水道の接続勧奨のことについてでありますけれども、現在52.1%、これ非常に高いとは言えない数字ということで本委員会でも取上げております。この接続というのはですね、どういうところに接続に至ってないかというところをしっかりと見極めてですね、それに対応をしていただきたいということを本委員会としては申し入れたところであります。

次に下仮屋地区の臭気問題についてでありますけれども、この期限等についてはですね、町民課からの説明をいただいたところ以上にはありません。今後、改善勧告の期限がですね、3月、6月、12月と3回にわたって迎えてくるということでありますので、その点についてはですね、今の現状とどのように変わったかというのはですね、しっかりと見ていきたいと当委員会では思っております。

す。どのような点が変わって、どういうふうな、結局は臭いが感じないようにしないといけないわけですから、その辺のことについてしっかり調査をしていきたいということになりました。

次の指定管理料の返還交渉でありますけども、これは全員協議会の時点で説明をいただいたことと同じでありまして、それ以上のことは聞くことはできませんでしたが、実際問題として町民の方は関心を持っておられるということは事実でありますので、そこについては、今後ともですね、しっかり調査をしていきたいと当委員会では思っております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

日程第 20 議会広報広聴常任委員会報告を行います。

議会広報広聴常任委員長の報告を求めます。

○議会広報広聴常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 議会広報広聴常任委員長。

○議会広報広聴常任委員長（藤井照憲） 議会広報広聴常任委員会所管事務調査報告を行います。

令和 5 年 3 月 20 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 藤井 照憲

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 5 年 3 月 13 日（月） 午後 2 時 10 分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 藤井照憲、松尾陽子、上本 剛、向谷伸二、田原賢司、  
山田睦浩 （米重議長）

#### 4 調査項目及び内容

##### (1) 議会報告会・意見交換会

###### ア 実施の方法

これまで町民を対象に参加を呼び掛けていたが、町内の各種団体及び小・中・世羅高校を相手方とすることを申し合わせており、具体的な相手方を協議した。

協議の結果、第1回目は世羅高校生徒との議会報告会・意見交換会を実施することを決定した。

この外、委員からの意見は、「世羅高校生とその保護者の方を入れてはどうか。」「子どもを育てている女性と女性議会のような形ではどうか。」及び、「若手町民（35歳ぐらいまで）の方と意見を交換してはどうか。」などの意見が出された。

###### イ 開催時期

相手方に合わせた時期及び時間帯で行うこととし、調整は正副委員長に一任した。

なお、時期については、6月定例会前の5月中旬から下旬にすることを申し合わせた。

###### ウ 開催場所

会場は議場とすることを決定した。

###### エ その他

次回の相手方を子育て世代にすることを決定した。

また、開催に係る調整事項の決定は、閉会中の委員会で調査することとした。

##### (2) 議会だよりせら

###### ア 表紙の取扱い

その都度協議して決定することを申し合わせており、マスクを取ることも

可能になるので、「明日への希望に満ちた笑顔」の写真にすることを決定した。

委員からの意見は、「地域活動の動きも見られるので、地域行事ではどうか。」、「入学式や桜は。」、「生き生きとした笑顔の写真。」や、「花観光農園で笑顔がはじける写真。」などの意見が出された。

イ 裏表紙の取扱い

甲山地域内のサロン紹介を引き続き行うこととした。

ウ 編集後記

これまでのローテーションで進める。

エ その他

令和5年度も議会広報クリニックへの参加を申し合わせた。

なお、閉会中の委員会調査は、3月22日から28日の間とした。

以上、議会広報広聴常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、議会広報広聴常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第21 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 委員長。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩）

令和5年3月20日

世羅町議会議長 米重 典子 様

議会改革調査特別委員会  
委員長 山田 睦浩

## 議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告します。

### 【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和5年3月13日（月）午後1時20分開議
- 2 場 所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、  
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、  
久保正道、（米重議長）

#### 4 調査事項

##### （1）世羅町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

令和5年4月から改正個人情報保護法の施行に伴い、世羅町議会の個人情報の保護に関する条例の制定が必要となるため3月20日の本会議に発議として提出することとした。

##### （2）議員研修の年間計画について

世羅町議会議員研修として人権研修1回を含む年2回の研修を行うこととしており、新年度の研修計画については正副委員長で協議し次回提案することとした。

##### （3）タブレット端末導入に伴う規程等の整備について

タブレット端末導入については、議員への配布前の準備として、先進事例を参考に昨年からの検討をしている関係規程の内容確認を行った。次回委員会において引き続き確認することとした。

##### （4）長期欠席議員に対する議員報酬の考え方について

長期欠席の期間に応じた議員報酬の減額を定められているのは、県内の町議会では1議会のみである。世羅町議会としては今後より議論を深めていくこととした。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第 22 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告を行います。

光ファイバ網整備調査特別委員長の報告を求めます。

○光ファイバ網整備調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 委員長。

○光ファイバ網整備調査特別委員長（山田睦浩） 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告を行います。

令和 5 年 3 月 20 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

光ファイバ網整備調査特別委員会

委員長 山田 睦浩

光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

#### 【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和 5 年 3 月 13 日（月） 午前 10 時 30 分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 山田睦浩、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、  
向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、  
久保正道、（米重議長）
- 4 説明員 副町長、企画課長
- 5 調査事項

#### （1）旧情報通信設備撤去工事の進捗状況について

2 月末の工事進捗状況は 68% である。このうち伝送路設備撤去は、本年 1 月 10 日から撤去を開始した。契約数量 538 km に対し、撤去済が 471 km で進捗率は 87.5% であり、残り 67 km は、今月 15 日に同軸ケーブル線の撤去を完了する見込みである。

ヘッドエンド設備撤去では、同軸ケーブルを用いたサービスの提供の終了時期が予定よりも長引いた影響により、3 月 13 日から設備撤去を行う。宅内への引込工事の一部については 4 月以降の施工希望に対応するため、

工期を5月末へ延長予定である。また、全体工事費は小幅な減額見込みである。

(2) IRU 契約に係る三原テレビ(株)決算状況について

第39期決算、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの世羅町に係る純利益は26,139,371円で、この金額から500万円を差し引いた残額の3分の2が世羅町への追加賃借料となる。

この39期決算からIRU追加賃借料の計算方法が変更となり、算定の結果14,092,914円が追加賃借料として納付される。令和3年度との差額は970万円余りの増となる。

増額の主な要因はテレビ利用料150万円余りの増、インターネット利用料1700万円余りの増であり、光ケーブル化の工事の実施により切り替えに併せたインターネットの新規申し込みによる加入増が主要因と考えられる。

委員からは、テレビ視聴料の値下げについて三原テレビ放送と協議を進めることが必要等の意見が出された。

以上、光ファイバ網整備調査特別委員会の調査中間報告といたします。

○議長(米重典子) 以上で、光ファイバ網整備調査特別委員会の報告を終わります。

日程第23 デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告を行います。

デジタル化推進調査特別委員長の報告を求めます。

○デジタル化推進調査特別委員長(上羽場幸男) 議長。

○議長(米重典子) 委員長。

○デジタル化推進調査特別委員長(上羽場幸男) デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告を行います。

令和5年3月20日

世羅町議会議長 米重 典子 様

デジタル化推進調査特別委員会

委員長 上羽場 幸男

デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 5 年 3 月 13 日（月） 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 上羽場幸男、藤井照憲、高橋公時、上本 剛、向谷伸二、  
田原賢司、松尾陽子、山田陸浩、（米重議長）
- 4 説明員 町長、副町長、産業振興課長、建設課長、上下水道課長
- 5 調査項目及び内容

(1) 第 2 次長期総合計画後期基本計画及び第 2 次まち・ひと・しごと創生総合戦略でのデジタル化の状況について

ア 産業振興課の取組状況及び課題

(ア) 補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる電子申請システムの活用を進めている。行政用の ID は取得済みであり、対象となる手続きが順次追加される見込みであるためその都度、利活用を進める。

(イ) 県や森林組合と連携し、林地台帳システムを整備した。

委員の意見

農業関係者が再生協・農業委員会・農地中間管理機構などとのやりとり、申請、情報の共有など、産業振興課と関係組織が一体となって進めてほしい。

イ 建設課の取組状況及び課題

(ア) 電子申請やデジタル技術を活用した行政サービスの実施を可能なものから始める。

(イ) 電子決済やペーパーレス化等による業務効率向上を進めており、現在、住宅使用料の納付にも利用している。

委員の意見

LINE などを使った通報システムがあれば良い。

ウ 上下水道課の取組状況及び課題

(ア) 利用料金の納付に令和 4 年度 2 月末までの間、コンビニ収納 7,430

件、スマホ決済 341 件利用。

(イ) スマートメーターの導入によるメリットを検討する。

委員の意見

漏水確認などに、スマートメーターの導入で効率が上がるのでは。

6 その他

タブレット端末の導入について、契約締結したことを報告した。

以上、デジタル化推進調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、デジタル化推進調査特別委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その他条項、字句、数字、その他 整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」 の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和 5 年 第 1 回世羅町議会定例会 を「閉会」いたします。

（起立・礼）

-----  
閉会 11時48分